

報告事項 2（意見聴取）

大阪府公立高等学校入学者選抜における「府内統一ルール」について

標記について、別紙のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成 27 年 7 月 29 日

## 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府内統一ルール」について

4月10日：全国調査を活用した、高校入学者選抜調査書の「府内統一ルール」を教育委員会会議で決定

4月15日：「府内統一ルール」について、府教委が文科省に説明（2-3ページ～2-7ページ）

○文科省より全国調査を活用することについての問題点・懸念について伝達を受け、今後は、以下2点を確実にを行うことを求められる。

- ・偏った学習指導や不正が起こることなく適切に調査が実施されるよう指導すること、また、不正がなかったかの事後検証を行うこと。
- ・「府内統一ルール」について、生徒・保護者・学校・市町村教育委員会に対して説明責任を果たし理解を得ること。

4月21日：全国学力・学習状況調査実施

7月1日：文科省より指導を受けた上記2点（□囲み部分）について府教委が文科省に説明。

（2-8ページ～2-15ページ）

府の説明概要：調査実施前に改めて適切な実施を指導、懸念された不正もなく適切に実施。

文科省の対応：これについては『全国的な学力調査に関する専門家会議』より疑義が出ており、その議論次第。

7月7日：『全国的な学力調査に関する専門家会議』へ府教委が参加し説明。（2-16ページ）

府内統一ルールについて、全国調査の趣旨を逸脱するものではないこと。

文科省の指導のとおり検証等行い、不正もなく適切に実施されたこと。

### 【専門家会議座長 耳塚教授のコメント(7月7日)趣旨】

○府のルールは全国調査の実施要領を逸脱し、今後の適切な実施を脅かす懸念がある。

○今後の対応については、文科省事務局に委ねる。

### 【下村文部科学大臣会見(7月10日)趣旨】

○専門家会議の意見を尊重する方向で検討していく。

○学校現場の混乱を防ぐ観点から、今年度の活用については府教育委員会の協議に応じる。

7月14日 24日 27日：大阪市より文部科学省、堺市および府内41市町村から府教委へ要望書が提出される。

7月28日：文科省（審議官、担当参事官、学力調査室長）との協議

### 【府教育委員会の考え】

○4月に文部科学省からは偏った指導や不正が起こるなどの懸念が示されたが、昨年度同様適正に学力調査を終了した。

○指摘されているような弊害等は起こっていないので、今年度は決定通り実施し、次年度以降も実施していきたい。

### 【文部科学省の考え】

○全国学力調査は、入学者選抜など個人の利害とは関係させないことを前提として実施しており、かかる観点から府教委の用い方は趣旨に反する。

○全国学力調査は、全国の教育委員会の協力を得て、全国的に共通性を担保した上で実施しているので、一部の自治体の都合で想定外の用い方をすることで調査全体の整合性が損なわれかねないことから、実施主体の文科省として本調査の適切な実施の責務を負っている観点から再考を求めているところ。

○今年度のルールの変更や廃止によって学校現場等の混乱が予想されることについては大臣に報告する。

平成 27 年 4 月 15 日

文 部 科 学 大 臣  
下 村 博 文 様

大 阪 府 教 育 委 員 会  
教 育 長 向 井 正 博

### 大阪府内公立高等学校入学者選抜における調査書の評定について

日ごろから、本府教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 4 月 10 日の大阪府教育委員会会議において、平成 28 年度選抜における調査書の評定に目標準拠評価を採用するにあたり、評定の公平性を担保する方策を別添のとおり決定いたしました。

大阪府においては、公立高等学校の入学者選抜の調査書は、これまで集団準拠評価を採用してまいりました。平成 19 年度以降、全国学力学習状況調査等により学校間等の学力格差が明らかになり、集団準拠評価の不公平性が強く指摘されるようになったこと、また中学校での学力向上のためには、より優れた評価方法である目標準拠評価のさらなる充実が必要と考えたことから、目標準拠評価により調査書を作成することとしたところです。

目標準拠評価を入学者選抜に採用するにあたっては、学校ごとの評定が府としての統一した規準に基づいたものでなければ、学校間の評価に偏りが起こるのではないかとの危惧・不安の声が生徒・保護者や府民からあがり、各中学校においてなされた評定について、公平性の担保が大きな課題となっております。

そこで今般、各中学校が作成する調査書の評定について府内統一ルールを示すこととし、その指標の一つとして、全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の大阪府および各中学校の平均正答率を活用することといたしました。

このことについて、府教育委員会の考えを以下のとおりご説明いたします。

### 記

#### 1 全国調査を活用することとした趣旨

平成 19 年度より実施されております全国調査は、生徒の学力状況を把握するテストとして定着しているものであり、府民の間でも信頼が高く、府内統一のルールの指標として理解を得やすいものです。

全国調査の実施要領には、調査の目的として「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」と示されています。本来、教育指導の充実という目的には、自校の学力状況を客観的に把握し妥当性、信頼性の確保された評価を行うことが含まれており、調査の目的に適うものだと考えております。

府教育委員会が考えているルールは、各中学校の評価が府内統一の基準の中で適切に行われていることを確認するためのものです。これにより目標に準拠した評価の課題であった学校間の評価規準のばらつきが改善され、選抜制度の公正性を高められるとともに、保護者や地域住民への説明責任にも応えていくことが可能になります。

なお、このルールは各中学校の平均正答率のみを活用するものであり、個々の生徒の評価に直接用いるものではありません。

## 2 御指摘の点について

### ① 全国調査は学力の一側面の状況を把握するものであり、生徒の学力差を把握するような設計になっていない

今回の方策は、全国調査の結果を個々の生徒の評価に直接用いるものではなく、府全体の平均正答率との比較により、4月段階における学校ごとの学力状況の目安を示すものであります。評定は、学校が主体的に行った日々の評価の積み重ねであることから、この目安に、その後の学力状況の変化も踏まえた「範囲」を設定しており、学校現場がより妥当性・信頼性の高い評価活動を行うための確認の指標となります。

### ② 全国調査は入学者選抜のように厳密な実施環境の統一性を設けることを求めているので、公平性の担保ができない

この間、各中学校では校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指導に基づき、公平・公正に取り組んできたところです。今回の活用においても、個々の生徒の評価に用いるものではなく、学校全体の「評定平均の目安」の算出に活用することとしており、通常範囲での実施環境の統一性が担保できれば問題はありません。

### ③ 意図的な不正により調査の趣旨・信頼性が損なう懸念がある

先般、府教育委員会では、選抜における中1、中2の公平性の担保に活用するための「大阪府チャレンジテスト」を実施しましたが、府内で不適切な対応が行われたという事実はありませんでした。全国調査に限らず、学校におけるテスト等の取組は、子ども達自身が直接参加するものであり、なんらかの不正があればたちどころに公になる性質のものであることから意図的な不正の起こらない環境を保持できるものです。

### ④ 入学者選抜を考慮して全国調査を過度に意識した学習指導を行う学校が出てくる懸念がある

全国調査は、各中学校が国全体や都道府県全体との関係の中で自校の成果や課題を検証し、その改善を図る目的で実施しており、今回の取組もその一環です。この間、大阪府では全国調査の結果向上に向けた学習指導も進めており、今回の取組により全国調査にさらに真摯に向き合う機運が生まれるものです。

大阪府教育委員会といたしましては、御指摘の懸念について重く受け止めつつ、全国調査についてはこれまでどおり実施要領に則り、適切に実施するよう事前に市町村教育委員会教育長に指導・助言いたします。また、万一御懸念のような事態が確認される場合は、ただちに文部科学省に御報告のうえ、府教育委員会として是正指導を行う所存です。

今後とも、文部科学省の御指導を得ながら、全国調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、市町村教育委員会との連携・協力のもと、府教育委員会として責任を持って対応してまいります。

## 府立高等学校入学者選抜における中学校3年生の目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)について

### 1 府教育委員会は、府内統一の絶対評価の基準を示す。

(1) 中学校3年生の「評定平均」を、2年生時のチャレンジテストによる検証を経て決定する。

**府全体の「評定平均」=3.22**

(参考) チャレンジテストの検証で得られた  
府全体の「評定分布」

5	12%
4	25%
3	41%
2	17%
1	5%

(2) 各中学校は、「評定平均」と全国学力・学習状況調査の結果を活用した「評定平均の範囲」内で評定を確定する。

市町村教育委員会は、所管する中学校の評定の妥当性・信頼性の向上に向け、指導を行う。

(例)

	A校	B校	府全体
全国学力調査の平均正答率	57.0%	63.0%	60.0%
全国学力調査での対府比(A)	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安(B) ( 府全体の評定平均×(A) )	3.06	3.38	3.22
<b>評定平均の範囲</b> ( (B)−0.30 ~ (B)+0.30 )	<b>2.76~3.36</b>	<b>3.08~3.68</b>	—

- 全国学力・学習状況調査における各中学校の結果全体の平均正答率と府の結果全体の平均正答率との比(対府比)を「府全体の評定平均」に乗じて得られる数値を当該校の「評定平均の目安」とする。
- 各中学校が調査書の評定を確定するにあたっては、「評定平均」や「評定平均の目安」設定の時期や内容、また、設定後の生徒の学力状況の変化等を勘案し、「評定平均の目安」±0.30の「評定平均の範囲」内で行うものとする。

### 2 府教育委員会は、提出された調査書の評定の検証を行う。

大阪府教育委員会では、平成 24 年 8 月 30 日、公立高等学校入学者選抜の調査書評価に、いわゆる絶対評価導入を決定してから、府議会、市町村教育委員会、学校現場等の意見をお聞きし、調査書に記載する評価の扱い等について検討してまいりました。

検討にあたっては、入学者選抜における調査書の評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとするのが重要と考え、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、入学者選抜における中学校 3 年生の絶対評価の大阪府統一のルール（基準）を示し、そのルールに基づいた評価を調査書へ記載していただくこととしました。

## I 府教育委員会は、府内統一の絶対評価のルール（基準）を示します。

### 大阪府統一ルール（基準）

- 府教育委員会は、各中学校が調査書の評価を確定する際の基準として、府内の昨年度の中学校 2 年生（現 3 年生）が参加した平成 26 年度チャレンジテストでの検証をもとに「府全体の評価平均」のみを定める
- 各中学校は、平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果（以下、全国学力調査と言う。）の平均正答率を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評価平均の目安」を算出し、その目安の±0.3 のポイントの「評価平均の範囲」内で調査書の評価を確定する

### 1 「府全体の評価平均」の算出方法について

- チャレンジテストでの検証をもとに、昨年度の中学 2 年生（現 3 年生）の府全体の評価分布（表 1）を作成
- 表 1 より大阪府全体の「評価平均」を計算し、「3.22」と設定

表 1 府全体の評価分布

評価 5	12%
評価 4	25%
評価 3	41%
評価 2	17%
評価 1	5%

府全体の評価平均=3.22

※「府全体の評価平均」=5×0.12+4×0.25+3×0.41+2×0.17+1×0.05

### 2 各中学校の「評価平均の範囲」について

#### ア 各中学校の「評価平均の目安」の算出方法

- 平成 27 年度全国学力調査における当該校の結果全体の平均正答率と府の結果全体の平均正答率との比（対府比）を計算（小数第 3 位四捨五入）  
「対府比」=「当該校全体の平均正答率」÷「府全体の平均正答率」（表 2 [A]）
- 当該校の「評価平均の目安」を計算  
「評価平均の目安」=「府全体の評価平均×全国学力調査における対府比[A]」（表 2 [B]）

表 2

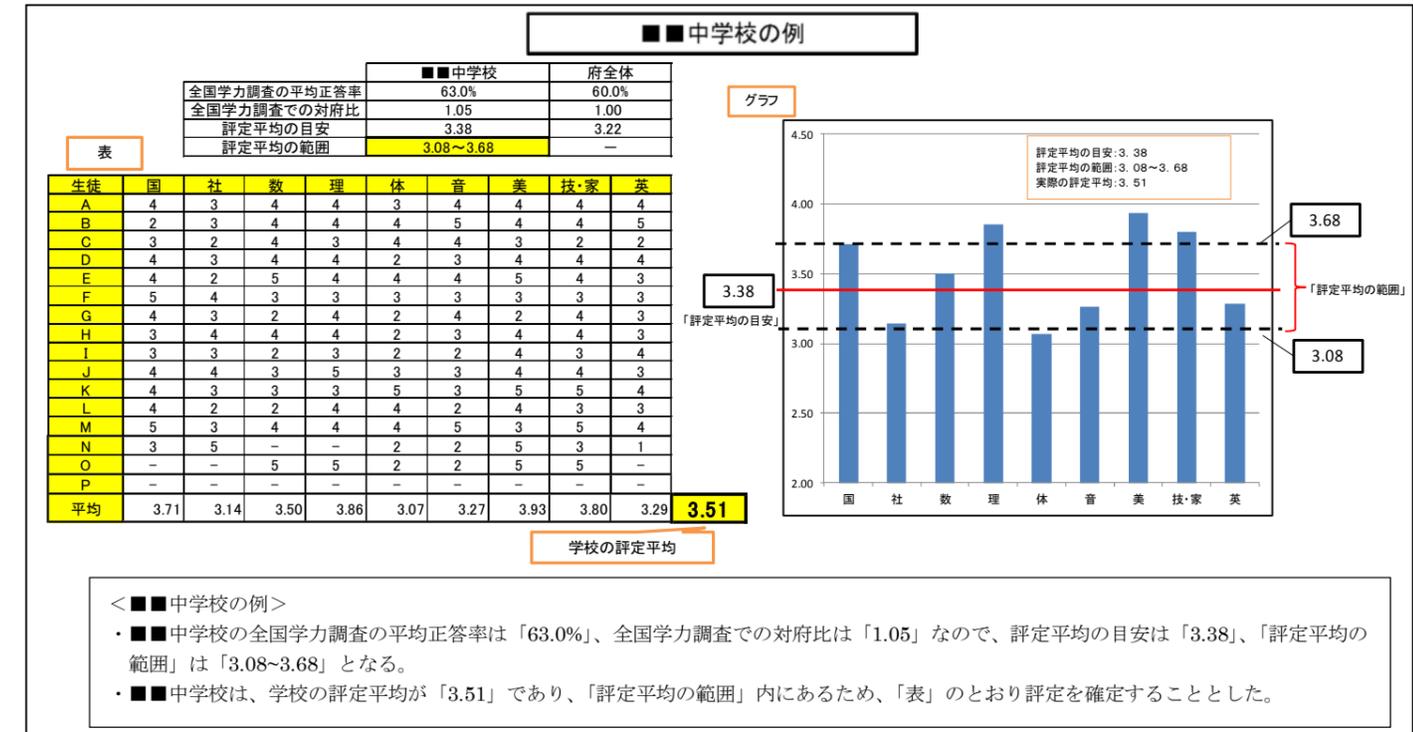
	〇〇中学校	■■中学校	府全体
全国学力調査の平均正答率	57.0%	63.0%	60.0%
全国学力調査での対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評価平均の目安[B] (府全体の評価平均×[A])	3.06	3.38	3.22
評価平均の範囲[C] ([B]-0.30~[B]+0.30)	2.76~3.36	3.08~3.68	-

※「全国学力調査の平均正答率」=(国語A平均正答率+国語B平均正答率+数学A平均正答率+数学B平均正答率+理科平均正答率)÷5

## イ 各中学校の調査書の評価の確定について

- 「2. ア 各中学校の「評価平均の目安」の算出方法について」で算出した「評価平均の目安」±0.30 を当該校の「評価平均の範囲」とする（表 2 [C]）
- 各中学校は「評価平均の範囲」内において、調査書の評価を確定する  
※全教科（9教科）トータルの評価平均を、「評価平均の範囲」内で確定する  
(例)「評価平均の範囲」が 3.08~3.68 の場合：評価平均は 3.08 以上 3.68 以下の値

## II 中学校における評価の確定のイメージ



## III 市町村教育委員会及び府教育委員会の対応

- 市町村教育委員会は、所管する中学校の評価の妥当性・信頼性の向上に向け、指導・助言を行う
- 府教育委員会は、提出された調査書の評価の検証を行う

## IV 今後の予定

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 4月16日 | 市町村教育委員会 教育長への説明                    |
| 6月上旬  | 進学指導に係る説明会（市町村教育委員会・中学校進路指導担当者 等）   |
| 7月下旬  | 進学フェアの開催                            |
| 10月中旬 | 実施要項説明（市町村教育委員会・府立高等学校）             |
| 11月上旬 | 入学者選抜等に係る説明会（市町村教育委員会・中学校進路指導担当者 等） |
| 1月中旬  | 実施細目説明（府立高等学校）                      |
| 2月下旬  | 特別選抜実施                              |
| 3月上旬  | 一般選抜実施                              |

## 中学校3年生と保護者のみなさんへ (平成27年4月 大阪府教育委員会)

平成28年度 入学者選抜 (以下「入試」という。) から調査書の評定は  
目標に準拠した評価 (いわゆる絶対評価) で行います

大阪府教育委員会では、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜(平成28年2月～3月に実施する選抜)から、調査書の各教科の評定は、目標に準拠した5段階の評価(いわゆる絶対評価)で行います。

### ◇目標に準拠した評価(絶対評価)とは

「学習指導要領(文部科学省が各教科・学年で学ぶべきことを示したもの)」に示す目標をどの程度実現できたか、その実現状況を見る評価です。

個人の努力がそのまま反映されるので、生徒の学習意欲を高めるのに優れています。

今までの制度

◆集団に準拠した評価(相対評価)  
 あらかじめ決められた10段階の各段階の人数割合に応じて、全生徒を成績順に並べて、たとえば上位5パーセントの人数だけを10とするような評価でした。

学習目標を達成しても、よい評価が得られない場合もありました。

### ◇目標に準拠した評価(絶対評価)の課題とその解決方法

#### 課題

- ・中学校では、文部科学省が示している「学習指導要領」に従って、評価の規準を作成しています。具体的には、各校では、生徒のみなさん一人ひとりを伸ばすために、地域の特色を生かして学習活動を行っていますので、中学校間で評価規準を厳密に統一するものではありません。
- ・入試に必要な調査書を作成する際、学校によって大きな違いが出てしまうのではないかと心配が、生徒・保護者の皆様からも寄せられていました。

#### 解決方法

- ・そこで、大阪府教育委員会では、2つの方法でこの課題を解決することにしました。
  - ① 大阪府内の中学校の先生方とともに研修を積み重ね、学習指導要領に応じた適正な評価が行われるように努めます。(この取組みは以前から進められています)
  - ② 大阪府中学生チャレンジテストの検証結果や全国学力・学習状況調査結果を活用して、府内統一の絶対評価のルール(基準)を示します。
- ・これらの取組みにより、より公平な選抜が実施できると考えています。

※大阪府中学生チャレンジテストや全国学力・学習状況調査の結果は中学校ごとの「評定平均の範囲」を算出するために活用しますので、生徒個人の点数が、そのままその人の入試の点数や調査書の評定に反映されることはありません。

学校は、授業や宿題、テストなどの皆さんの日常の頑張りを評価しています。  
 毎日の学習にしっかり取り組んで、自分の力をのばしてください。



大阪府教育委員会事務局教育振興室 高等学校課 学事グループ  
 電話 06 (6941) 0351 (内線 3420)

平成 27 年 7 月 1 日

文部科学大臣  
下村 博文 様

大阪府教育委員会  
教育長 向井 正博

大阪府内公立高等学校入学者選抜における調査書の評定に、全国学力・学習状況調査の結果を活用するにあたって（報告）

日ごろから、本府教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、府教育委員会は、平成 28 年度選抜において各中学校が作成する調査書の評定について、全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の大阪府及び各中学校の平均正答率を活用する府内統一ルールを示しました。

本件に関わっては、平成 27 年 4 月 15 日、貴省に対し、その具体的な内容・方法について、また、本件が全国調査の趣旨に反するものではないと考える理由について説明を行ったところです。

その際貴省より、全国調査の信頼性が損なわれることがないことを確認する観点から、本件の問題点や懸念等についてお聞かせいただくとともに、それらの解消・払拭のための対応策や実施上の工夫について検討を行うよう求められたところです。

このことについて、府教育委員会の取組み等を以下のとおり報告いたします。

## 記

### 1. 本年度の全国調査の適切な実施のための指導、及び不正についての事後検証について

#### (1) 適切な実施のための市町村教育委員会への指導

4 月 16 日の市町村教育委員会教育長会議において、選抜における府内統一ルールの説明を行うとともに、「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」の円滑かつ確実な実施に向け、設置管理する学校に対し、改めての指導・助言を行うよう、文書（別添資料 1）をもって指導いたしました。

#### (2) 事後検証

##### ① 参加生徒数について

本年度の全国調査の各中学校の平均正答率を、中学校が調査書を作成する際の一つの参考指標として活用することから、学力に課題のある生徒を調査に参加させない、または、生徒自ら参加をとりやめる等の不適切なケースが生じ、全国調査への参加生徒数が減少するのではないかという懸念に対し、参加生徒数についての調査を行いました。その結果、昨年度との比較において本年度の参加生徒数に大きな変化はありませんでした。（別添資料 2）

##### ② 適切な実施について

市町村教育委員会からは、当日の実施について、特段の支障や不測の事態はなかったとの報告を受けており、不適切な指導や不正な行為が生じたとの報告はありませんでした。

ただ、中学校の「理科」において、2年生までに指導すべき内容の一部が指導できていないまま調査を実施した状況が、政令市を含む10市町村22中学校で生起したことが判明しました。

府教育委員会といたしましては、当該市町村教育委員会に対し、指導できていなかった箇所  
の補習、原因の究明と再発の防止の指導を続けているところです。

加えて、その他の市町村教育委員会に対しても、府独自で行っております教育課程実施状  
況調査やヒヤリングを通じ、同様のことがないように改めて指導を行ってまいります。

このことについては、平成27年5月28日に文部科学省へ報告したところです。

なお、このような状況を踏まえ、全国調査の平均正答率を入学者選抜で用いるに当たって  
は、指導すべき内容の一部が指導できていなかったことにより、生徒が不利益を被ることが  
ないように、次のとおり対応いたします。**(別添資料3)**

指導できていなかった箇所のあった学校の、理科の平均正答率とその学校に適用する理科  
の府平均正答率は、当該問題を除いて府教育委員会において改めて算出いたします。

適切に調査を実施した学校の理科の平均正答率は文部科学省から提供されるデータをその  
まま用いますが、当該校に適用する理科の府平均正答率は、適切に調査を実施した学校のデ  
ータのみを用いて府教育委員会において改めて算出いたします。

## 2. 府内統一ルールについての生徒、保護者、中学校教員、市町村教育委員会への説明について

以下の日程で、市町村教育委員会教育長をはじめ、中学校長、教職員、また府民の皆様にて  
できる限りの説明を行い、周知を図ってまいりました。

### ○説明会等の対象者及び日程

- 1 市町村教育委員会指導主管課長 4月9日
- 2 市町村教育委員会教育長 4月16日
- 3 大阪府公立中学校長 4月22日(理事会)、5月14日(総会)、5月25日(進学指導協議会(中学生の進路指導の適正を図ることを目的とした校長会)役員会)
- 4 中学校及び支援学校(以下「中学校等」と言います。)の進路指導担当者 4月28日、5月7日
- 5 市町村教育委員会進路指導担当者、公立中学校等校長、公立中学校等進路指導主事等(5日に分けて実施) 5月27日、5月29日、6月4日、6月5日、6月10日
- 6 公立高等学校及び公立支援学校の校長及び入学者選抜担当者 6月15日
- 7 大阪府PTA協議会新旧役員 6月13日
- 8 中学生、保護者等 7月26日(公立高等学校進学フェア) 予定

### ○リーフレット等の配付等

- 1 中学校教職員向け説明資料 4月10日 市町村教育委員会を通じて送付**(別添資料4)**
- 2 生徒、保護者向けリーフレット 同上**(別添資料5)**
- 3 上記1、2を府教育委員会のWebページへの掲載 4月20日
- 4 大阪府公立高等学校等ガイド 府内公立中学校3年生全員に6月下旬配付(予定)**(別添資料6)**

今後も、各地区で開催される学校説明会等に積極的に参加するなど、府内統一ルールについ  
ての周知を図ってまいります。

平成 27 年 4 月 16 日  
教委小中第 1236 号

各市町村教育委員会教育長様

大阪府教育委員会教育長

平成 27 年度全国学力・学習状況調査の実施について（依頼）

平素より府教育委員会の教育施策の推進にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度、府教育委員会といたしましては、平成 28 年度の府内公立高等学校の入学者選抜における調査書の評定の公平性を担保する方策として全国学力・学習状況調査（以下、「全国調査」という。）の府及び各中学校の平均正答率を活用することといたしました。

本方策に関わっては、今般文部科学省から「意図的な不正により全国調査の趣旨を損なう」や「入学者選抜を考慮し、全国調査を過度に意識した学習指導を行う学校が出てくる」などの懸念が示されました。

府教育委員会といたしましては、この間の学力向上に向けた取組み状況等より、これまでどおり適切に実施できる旨を伝えたところです。

各市町村教育委員会及び各学校におかれましては、これまでも調査の実施にあたっては適切に対応していただいているところですが、改めて各学校が、実施要領を踏まえ、本調査を円滑かつ確実に実施できるようご指導ご助言をお願いします。

平成26・27年度 全国学力・学習状況調査当日の参加状況

資料2

市町村名	平成26年度						平成27年度					
	中学校数	実施 中学校数	在籍生徒数 (5/1時点) (a)	参加 生徒数 (b)	不参加 生徒数	参加率 (b)/(a)	中学校数	実施 中学校数	在籍生徒数 (実施日時点) (a)	参加 生徒数 (b)	不参加 生徒数	参加率 (b)/(a)
豊中市	18	17	3,294	3,169	125	96.2%	18	18	3,404	3,286	118	96.5%
池田市	5	4	555	533	22	96.0%	5	4	572	550	22	96.2%
箕面市	8	8	1,084	1,040	44	95.9%	8	8	1,149	1,109	40	96.5%
能勢町	2	2	101	97	4	96.0%	2	2	90	88	2	97.8%
豊能町	2	2	170	166	4	97.6%	2	2	152	146	6	96.1%
吹田市	18	18	3,250	3,132	118	96.4%	18	18	3,119	3,018	101	96.8%
高槻市	18	16	2,757	2,601	156	94.3%	18	18	3,052	2,879	173	94.3%
茨木市	14	14	2,612	2,492	120	95.4%	14	14	2,668	2,579	89	96.7%
摂津市	5	5	792	727	65	91.8%	5	5	749	702	47	93.7%
島本町	2	2	253	235	18	92.9%	2	2	257	239	18	93.0%
守口市	9	9	1,288	1,169	119	90.8%	8	8	1,177	1,113	64	94.6%
枚方市	19	19	3,726	3,578	148	96.0%	19	19	3,770	3,635	135	96.4%
寝屋川市	12	12	2,178	2,039	139	93.6%	12	12	2,162	2,036	126	94.2%
大東市	8	8	1,186	1,117	69	94.2%	8	8	1,117	1,083	34	97.0%
門真市	6	6	1,181	1,073	108	90.9%	6	6	1,031	950	81	92.1%
四條畷市	4	4	608	579	29	95.2%	4	4	644	616	28	95.7%
交野市	4	4	796	764	32	96.0%	4	4	810	790	20	97.5%
東大阪市	26	25	4,250	3,993	257	94.0%	26	26	4,171	4,030	141	96.6%
八尾市	15	15	2,520	2,321	199	92.1%	15	15	2,451	2,349	102	95.8%
柏原市	7	7	747	711	36	95.2%	7	7	697	680	17	97.6%
富田林市	8	8	1,196	1,132	64	94.6%	8	8	1,097	1,047	50	95.4%
河内長野市	7	7	968	932	36	96.3%	7	7	868	842	26	97.0%
松原市	7	7	1,216	1,147	69	94.3%	7	7	1,183	1,141	42	96.4%
羽曳野市	6	6	1,118	1,058	60	94.6%	6	6	1,143	1,093	50	95.6%
藤井寺市	3	3	595	558	37	93.8%	3	3	601	560	41	93.2%
大阪狭山市	3	3	550	529	21	96.2%	3	3	560	542	18	96.8%
太子町	1	1	152	147	5	96.7%	1	1	145	141	4	97.2%
河南町	1	1	155	154	1	99.4%	1	1	150	149	1	99.3%
千早赤阪村	1	1	41	39	2	95.1%	1	1	46	43	3	93.5%
泉大津市	3	3	883	843	40	95.5%	3	3	856	823	33	96.1%
和泉市	10	10	2,065	1,949	116	94.4%	10	10	1,955	1,892	63	96.8%
高石市	3	3	557	527	30	94.6%	3	3	580	548	32	94.5%
忠岡町	1	1	166	156	10	94.0%	1	1	178	168	10	94.4%
岸和田市	11	11	2,017	1,893	124	93.9%	11	11	1,969	1,896	73	96.3%
貝塚市	5	5	1,037	987	50	95.2%	5	5	917	880	37	96.0%
泉佐野市	5	5	958	907	51	94.7%	5	5	1,005	956	49	95.1%
泉南市	4	4	686	652	34	95.0%	4	3	464	443	21	95.5%
阪南市	5	5	544	519	25	95.4%	5	5	585	565	20	96.6%
熊取町	3	3	454	437	17	96.3%	3	3	475	452	23	95.2%
田尻町	1	1	81	79	2	97.5%	1	1	107	102	5	95.3%
岬町	1	1	140	137	3	97.9%	1	1	157	149	8	94.9%
大阪市	131	131	18,973	17,623	1,350	92.9%	131	131	18,425	17,515	910	95.1%
堺市	43	43	7,297	6,593	704	90.4%	43	43	7,413	7,067	346	95.3%
合計	465	460	75,197	70,534	4,663	93.8%	464	462	74,121	70,892	3,229	95.6%

※実施中学校数は後日実施校(平成26年度5校、平成27年度2校)を除いた数

## 全国学力・学習状況調査の活用について

### I 理科未学習に対応した「評定平均の範囲」について

各中学校の「評定平均の範囲」は、全教科・区分の平均を用いて府全体との比率（対府比）を求め、府全体の評定平均である 3.22 にその値を乗じることにより求めます。本年度、府内中学校において理科未学習があったことから、当該中学校の全教科・区分の平均と府全体の全教科・区分の平均は以下のとおり求めることといたしました。

#### 1 理科未学習のあった学校

- ア 当該校の理科の平均正答率  
当該校の未学習となった問題を除いて別途算出
- イ 府全体の理科の平均正答率  
未学習となった問題を除いて別途算出
- 《参考》

使用するデータ	国語A	国語B	数学A	数学B	理科	全教科・区分の平均
平均正答率(%) (〇〇中学校)	81.0	72.6	88.4	83.0	府から 別途提供	府から 別途提供
平均正答率(%) (府全体)	80.2	73.2	84.5	83.4	府から 別途提供	府から 別途提供

#### 2 理科未学習のなかった学校

- ア 当該校の理科の平均正答率  
理科のすべての回答をもとに算出（文部科学省のデータをそのまま活用）
- イ 府全体の理科の平均正答率  
未学習がなかった学校だけのすべての回答をもとに別途算出
- 《参考》

使用するデータ	国語A	国語B	数学A	数学B	理科	全教科・区分の平均
平均正答率(%) (〇〇中学校)	81.0	72.6	88.4	83.0	79.9	81.0
平均正答率(%) (府全体)	80.2	73.2	84.5	83.4	府から 別途提供	府から 別途提供

### II 後日実施となった学校の「評定」について

後日実施校の「評定」については、全国学力・学習状況調査の結果のみではなく、その他の客観的な資料に基づき、当該中学校の校長が、市町村教育委員会の了解のもと府教育委員会と協議したうえで定めることとしています。

なお、後日実施校に理科未学習はありません。

大阪府教育委員会では、平成24年8月30日、公立高等学校入学者選抜の調査書評定に、いわゆる絶対評価導入を決定してから、府議会、市町村教育委員会、学校現場等の意見をお聞きし、調査書に記載する評定の扱い等について検討してまいりました。

検討にあたっては、入学者選抜における調査書の評定の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとするのが重要と考え、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、入学者選抜における中学校3年生の絶対評価の大阪府統一のルール（基準）を示し、そのルールに基づいた評定を調査書へ記載していただくこととしました。

## I 府教育委員会は、府内統一の絶対評価のルール（基準）を示します。

### 大阪府統一ルール（基準）

- 府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、府内の昨年度の中学校2年生（現3年生）が参加した平成26年度チャレンジテストでの検証をもとに「府全体の評定平均」のみを定める
- 各中学校は、平成27年度全国学力・学習状況調査結果（以下、全国学力調査と言う。）の平均正答率を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3のポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を確定する

### 1 「府全体の評定平均」の算出方法について

- チャレンジテストでの検証をもとに、昨年度の中学2年生（現3年生）の府全体の評定分布（表1）を作成
- 表1より大阪府全体の「評定平均」を計算し、「3.22」と設定

表1 府全体の評定分布

評定5	12%
評定4	25%
評定3	41%
評定2	17%
評定1	5%

府全体の評定平均=3.22

※「府全体の評定平均」=5×0.12+4×0.25+3×0.41+2×0.17+1×0.05

### 2 各中学校の「評定平均の範囲」について

#### ア 各中学校の「評定平均の目安」の算出方法

- 平成27年度全国学力調査における当該校の結果全体の平均正答率と府の結果全体の平均正答率との比（対府比）を計算（小数第3位四捨五入）  
「対府比」=「当該校全体の平均正答率」÷「府全体の平均正答率」（表2[A]）
- 当該校の「評定平均の目安」を計算  
「評定平均の目安」=「府全体の評定平均×全国学力調査における対府比[A]」（表2[B]）

表2

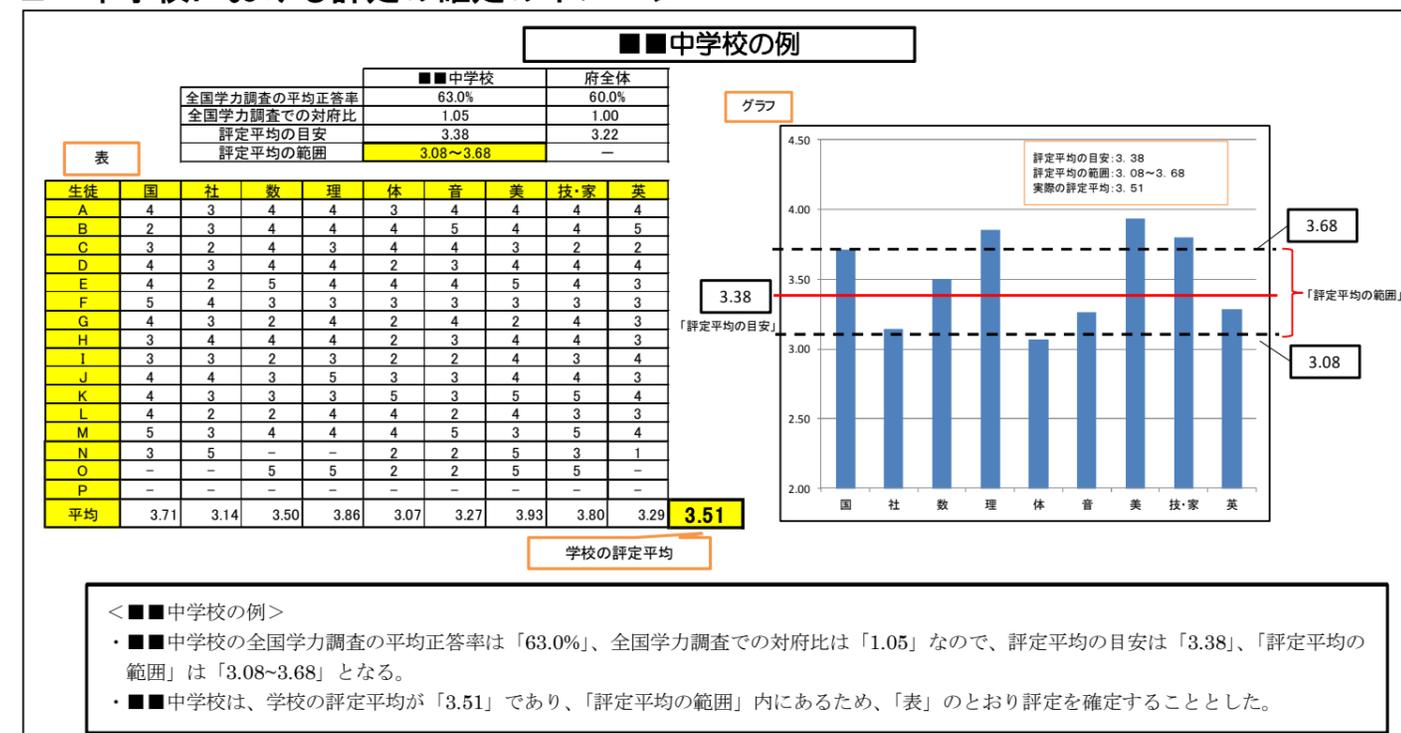
	〇〇中学校	■■中学校	府全体
全国学力調査の平均正答率	57.0%	63.0%	60.0%
全国学力調査での対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安[B] (府全体の評定平均×[A])	3.06	3.38	3.22
評定平均の範囲[C] ([B]-0.30~[B]+0.30)	2.76~3.36	3.08~3.68	-

※「全国学力調査の平均正答率」=(国語A平均正答率+国語B平均正答率+数学A平均正答率+数学B平均正答率+理科平均正答率)÷5

### イ 各中学校の調査書の評定の確定について

- 「2. ア 各中学校の「評定平均の目安」の算出方法について」で算出した「評定平均の目安」±0.30を当該校の「評定平均の範囲」とする（表2[C]）
- 各中学校は「評定平均の範囲」内において、調査書の評定を確定する  
※全教科（9教科）トータルの評定平均を、「評定平均の範囲」内で確定する  
(例)「評定平均の範囲」が3.08~3.68の場合：評定平均は3.08以上3.68以下の値

## II 中学校における評定の確定のイメージ



## III 市町村教育委員会及び府教育委員会の対応

- 市町村教育委員会は、所管する中学校の評定の妥当性・信頼性の向上に向け、指導・助言を行う
- 府教育委員会は、提出された調査書の評定の検証を行う

## IV 今後の予定

- 4月16日 市町村教育委員会 教育長への説明
- 6月上旬 進学指導に係る説明会（市町村教育委員会・中学校進路指導担当者 等）
- 7月下旬 進学フェアの開催
- 10月中旬 実施要項説明（市町村教育委員会・府立高等学校）
- 11月上旬 入学者選抜等に係る説明会（市町村教育委員会・中学校進路指導担当者 等）
- 1月中旬 実施細目説明（府立高等学校）
- 2月下旬 特別選抜実施
- 3月上旬 一般選抜実施

## 中学校3年生と保護者のみなさんへ (平成27年4月 大阪府教育委員会)

平成28年度 入学者選抜 (以下「入試」という。) から調査書の評定は  
目標に準拠した評価 (いわゆる絶対評価) で行います

大阪府教育委員会では、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜(平成28年2月～3月に実施する選抜)から、調査書の各教科の評定は、目標に準拠した5段階の評価(いわゆる絶対評価)で行います。

### ◇目標に準拠した評価(絶対評価)とは

「学習指導要領(文部科学省が各教科・学年で学ぶべきことを示したもの)」に示す目標をどの程度実現できたか、その実現状況を見る評価です。

個人の努力がそのまま反映されるので、生徒の学習意欲を高めるのに優れています。

今までの制度

◆集団に準拠した評価(相対評価)  
 あらかじめ決められた10段階の各段階の人数割合に応じて、全生徒を成績順に並べて、たとえば上位5パーセントの人数だけを10とするような評価でした。

学習目標を達成しても、よい評価が得られない場合もありました。

### ◇目標に準拠した評価(絶対評価)の課題とその解決方法

#### 課題

- ・中学校では、文部科学省が示している「学習指導要領」に従って、評価の規準を作成しています。具体的には、各校では、生徒のみなさん一人ひとりを伸ばすために、地域の特色を生かして学習活動を行っていますので、中学校間で評価規準を厳密に統一するものではありません。
- ・入試に必要な調査書を作成する際、学校によって大きな違いが出てしまうのではないかと心配が、生徒・保護者の皆様からも寄せられていました。

#### 解決方法

- ・そこで、大阪府教育委員会では、2つの方法でこの課題を解決することにしました。
  - ① 大阪府内の中学校の先生方とともに研修を積み重ね、学習指導要領に応じた適正な評価が行われるように努めます。(この取組みは以前から進められています)
  - ② 大阪府中学生チャレンジテストの検証結果や全国学力・学習状況調査結果を活用して、府内統一の絶対評価のルール(基準)を示します。
- ・これらの取組みにより、より公平な選抜が実施できると考えています。

※大阪府中学生チャレンジテストや全国学力・学習状況調査の結果は中学校ごとの「評定平均の範囲」を算出するために活用しますので、生徒個人の点数が、そのままその人の入試の点数や調査書の評定に反映されることはありません。

学校は、授業や宿題、テストなどの皆さんの日常の頑張りを評価しています。  
 毎日の学習にしっかり取り組んで、自分の力をのばしてください。



大阪府教育委員会事務局教育振興室 高等学校課 学事グループ  
 電話 06 (6941) 0351 (内線 3420)

入試の日程

受験の機会は、原則 1 回になります！

一般入学者選抜（3 月）

・・・151 校で実施

- ◆出願期間：平成 28 年 3 月 3 日（木）、4 日（金）、7 日（月）  
（通信制の課程は、3 月 4 日（金）、6 日（日）、7 日（月））
- ◆学力検査等：平成 28 年 3 月 10 日（木）（通信制の課程の面接は、3 月 11 日（金）、13 日（日）、14 日（月））
- ◆合格者発表：平成 28 年 3 月 18 日（金）

課程・学科等		学力検査	学力検査以外
全日制	すべての学科（特別選抜を行う学科を除く。）	5 教科（国語・社会・数学・理科・英語 <sup>▲</sup> ） <sup>▲</sup> リスニングテストを含む。	—
定時制	すべての学科（昼夜間単位制を除く。）	3 教科（国語・数学・英語 <sup>▲</sup> ） <sup>▲</sup> リスニングテストを含む。	—
多部制単位制	Ⅲ部（クリエイティブスクール）普通科	—	面接 <sup>■</sup>
通信制	普通科	—	面接 <sup>■</sup>

（面接<sup>■</sup>）：自己申告書を面接の参考資料にします。）

特別入学者選抜（2 月）

・・・実技検査や面接を行う学校 18 校で実施

- ◆出願期間：平成 28 年 2 月 15 日（月）、16 日（火）（音楽科は、2 月 2 日（火）、3 日（水））
- ◆学力検査等：平成 28 年 2 月 22 日（月）、23 日（火）（音楽科は、2 月 14 日（日）、22 日（月））
- ◆合格者発表：平成 28 年 3 月 1 日（火）

課程・学科等		学力検査	学力検査以外
全日制	工業に関する学科（建築デザイン科・インテリアデザイン科・プロダクトデザイン科・映像デザイン科・ビジュアルデザイン科・デザインシステム科）・美術科・体育に関する学科・芸能文化科・演劇科・音楽科・総合造形科	5 教科（国語・社会・数学・理科・英語 <sup>▲</sup> ） <sup>▲</sup> リスニングテストを含む。	実技検査
	デュアル総合学科・総合学科（エンパワメントスクール）		面接
多部制単位制	I 部・II 部（クリエイティブスクール）普通科	—	面接
昼夜間単位制	普通科・ビジネス科	—	面接

\* 帰国生選抜、中国等帰国外国人生徒選抜、中高一貫選抜、自立支援選抜、知的障がい高等支援職業学科（本校）及び共生推進教室選抜の入試については、特別選抜の日程に準じて実施します。

- \* 特別選抜や一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科等は、一般選抜後に「二次選抜」を実施します。
- \* 秋季選抜は、9 月に府立桃谷高校（多部制単位制 I 部、II 部、Ⅲ部（クリエイティブスクール））で、実施します。

※それぞれの選抜で、募集人員を複数の学科等ごとに設定している高校では、他の 1 学科等を第 2 志望とすることができます。

- （例）○高校：第 1 志望「文理学科」、第 2 志望「普通科」  
□高校：第 1 志望「大学進学専科」、第 2 希望「総合募集の専科」  
△高校：第 1 志望「多部制単位制 I 部」、第 2 志望「多部制単位制 II 部」など

入試で使う資料

5 教科になります！

（夜間定時制・多部制単位制Ⅲ部を除く。）

全員提出が必要です！

（中国等帰国外国人生徒選抜を除く。）

学力検査

- 【国語・数学・英語】（高校によって問題の種類が異なります。）  
一般選抜：3 種類（基礎的問題、標準的問題、発展的問題）  
特別選抜：2 種類（基礎的問題、標準的問題）  
【社会・理科】  
一般選抜、特別選抜：それぞれ 1 種類のみ

一般選抜

検査教科	国語	数学	英語		理科	社会	満点
			筆答	リスニング			
時間	50 分	※50 分	40 分	15 分	40 分	40 分	450 点
配点	90 点	90 点	90 点	90 点	90 点	90 点	

※数学の発展的問題は 60 分です。  
◇夜間定時制・多部制単位制Ⅲ部は 3 教科（国、数、英）です。

特別選抜

検査教科	国語	数学	英語		理科	社会	満点
			筆答	リスニング			
時間	40 分	40 分	40 分	15 分	40 分	40 分	225 点
配点	45 点	45 点	45 点	45 点	45 点	45 点	

その他

- ①調査書の記載内容等が変わります。
  - ・平成 28 年度入試から、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による 5 段階の評定が記載されます。→チャレンジテストや全国学力・学習状況調査を活用した府内統一のルールに従って記入されます。全国学力・学習状況調査の結果で、個々の生徒の調査書の評定が決まるものではありません。
  - ・「活動/行動の記録」欄が新設されます。→中学校での学校生活について具体的な事柄が記載され、選抜での判定資料や面接の参考資料となります。
- ②調査書の評定の満点は、各選抜において学力検査の満点と同じになるように倍率をかけて求めます。
  - 一般選抜：【全日制】450 点満点←5 段階×9 教科×10 倍（倍率）  
【定時制】270 点満点←5 段階×9 教科×6 倍（倍率）・・・多部制単位制Ⅲ部を含む。
  - 特別選抜：225 点満点←5 段階×9 教科×5 倍（倍率）
- ③総合点は、学力検査の成績と調査書の評定に一定の倍率をかけて求め、合否の判定に用います。倍率には 5 つのタイプがあり、高校によって異なります。

タイプ	学力検査の成績にける倍率	調査書の評定にける倍率	一般選抜【全日制】			一般選抜【定時制】			特別選抜			（参考） 学力検査の成績と調査書の評定の比率
			学力検査	調査書	総合点	学力検査	調査書	総合点	学力検査	調査書	総合点	
I	1.4 倍	0.6 倍	630 点	270 点	900 点	378 点	162 点	540 点	315 点	135 点	※450 点	7 : 3
II	1.2 倍	0.8 倍	540 点	360 点		324 点	216 点		270 点	180 点		6 : 4
III	1.0 倍	1.0 倍	450 点	450 点		270 点	270 点		225 点	225 点		5 : 5
IV	0.8 倍	1.2 倍	360 点	540 点		216 点	324 点		180 点	270 点		4 : 6
V	0.6 倍	1.4 倍	270 点	630 点		162 点	378 点		135 点	315 点		3 : 7

※実技検査を実施する学科の総合点には、実技検査の成績が加わります。  
◇各高校の学力検査問題の種類及び学力検査の成績と調査書の評定の比率は 7 月下旬に、出願書類や学力検査の時間割等は 10 月中旬に決定し、大阪府教育委員会のウェブサイトに掲載予定です。

(<http://www.pref.osaka.jp/kotogakko/tyugakusei/index.html>)



平成27年7月7日

全国的な学力調査に関する専門家会議  
専門家会議委員の皆様

大阪府教育委員会  
教育長 向井正博

## 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府内統一ルール」について

今般、大阪府教育委員会は、平成28年度の高等学校入学者選抜より、各中学校が作成する調査書の評定を、集団に準拠した評価(いわゆる相対評価)から、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)に変更することとし、その評定の公平性を担保する方策として、全国学力・学習状況調査(以下「全国調査」)の大阪府及び各中学校の平均正答率を活用する「府内統一ルール」を示しました。

初めて選抜に絶対評価を導入するにあたり、各中学校では、評価活動の充実に向けた研修等の取組みを行ってきており、府教育委員会としても各中学校の評定結果を尊重することを前提とし、その妥当性・信頼性をさらに高める取組みと考えております。

### 1. 全国調査を活用することについて

「府内統一ルール」は、今年度受験する生徒が参加した府独自調査(チャレンジテスト[27/1/14実施])の評定平均を基準としております。これを基に、全国調査における府全体の平均正答率と各学校の平均正答率の比により、各中学校が評定を作成する際の目安を示すものです。

くわえて、目安となる数値には $\pm 0.3$ の幅を設けており、各中学校の主体的な評価活動を妨げるものではありません。

また、全国調査の各中学校の平均正答率のみを活用するものであり、個々の生徒の調査結果を直接評価に用いるものではありません。

### 2. 全国調査の適切な実施のための指導及び事後検証について

市町村教育委員会からは、当日の実施について、特段の支障や不測の事態はなかったとの報告を受けており、不適切な指導や不正な行為は生じておりません。

### 3. 生徒、保護者、中学校教職員、市町村教育委員会への説明について

これまで、市町村教育委員会、中学の校長等対象の説明会を計14回開催し、丁寧な説明を行うとともに、リーフレットを作成・配布し、生徒・保護者への周知を図ってまいりました。

すでに、各市町村教育委員会では「府内統一ルール」を適応した場合のシミュレーションを行っており、今回の方策が充分妥当性のあるものと理解されてきております。

この間ご指摘いただいた懸念・問題点への対応や調査の適切な実施等につきましては、本年4月15日及び7月1日に文部科学省にご報告いたしました。

府教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会への指導・助言、各学校や生徒・保護者への丁寧な説明を行ってまいります。

委員の皆様におかれましては、何卒、本方策にご理解賜りますようお願いいたします。

## 全国的な学力調査に関する専門家会議(平成27年6月24日～) 委員名簿

平成27年6月

	大津 起夫	独立行政法人大学入試センター教授
	鎌田 首治朗	奈良学園大学人間教育学部教授
	北川 千幸	広島県教育委員会事務局教育部義務教育指導課長
	斉藤 茂好	渋谷区立松濤中学校長
	斉藤 規子	昭和女子大学人間社会学部初等教育学科教授
	齋藤 芳尚	公益社団法人日本PTA全国協議会常務理事
	柴山 直	東北大学大学院教育学研究科教授
	清水 康一	京都市教育委員会総務部総務課長
	清水 美憲	筑波大学人間系教授
	田中 博之	早稲田大学大学院教職研究科教授
	種村 明頼	西東京市立けやき小学校長
	田村 知子	岐阜大学大学院教育学研究科准教授
	垂見 裕子	早稲田大学高等研究所招聘研究員
	土屋 隆裕	情報・システム研究機構統計数理研究所准教授
	寺井 正憲	千葉大学教育学部教授
	戸ヶ崎 勤	戸田市教育委員会教育長
	長塚 篤夫	日本私立中学高等学校連合会常任理事、順天中学校・高等学校長
座長代理	福田 幸男	横浜薬科大学教授
座長	耳塚 寛明	お茶の水女子大学基幹研究院教授
	吉村 宰	長崎大学大学教育イノベーションセンターアドミッション部門教授
	渡部 良典	上智大学外国語学研究科教授

お問合せ先

初等中等教育局参事官付学力調査室

(初等中等教育局参事官付学力調査室)

-- 登録:平成27年06月 --

教委小中第 2039 号  
平成 27 年 7 月 28 日

文 部 科 学 大 臣  
下 村 博 文 様

大阪府教育委員会教育長  
向 井 正 博

### 全国調査の結果の活用について

日ごろから、本府教育の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて先般、このたびの府の方策について、貴省としては 7 月 7 日に開催された「全国的な学力調査に関する専門家会議」の意見を尊重して判断される旨の報道がありました。

このたび、同会議の「意見のまとめ」もご提供いただいたところですので、府の方策に対する貴省としてのご見解を早急に文書でお示しいただきますようお願いいたします。

また、次年度以降の調査実施にあたり、調査の趣旨・目的を逸脱する怖れがあることから、実施要領の改訂により結果の活用に制限をかける可能性を示唆しておられますが、都道府県の自治事務である高校選抜事務として調査結果を活用することについて、どのような法的根拠をもって活用を制限されるのか。加えて、府の方策が趣旨・目的を逸脱すると判断される理由についても具体的にお示しください。

府教育委員会では府内市町村教育委員会との連携のもと、府内における教育活動の充実と選抜の適正な実施に向け努力しているところです。

本件については、これまで慎重な議論を重ねた上で決定され、すでに各市町村・学校の理解のもと取り組まれているところであり、この方策を変更することは、学校現場に多大な混乱をきたし、生徒の進路選択に与える影響は計りしれません。

このような事情をご理解いただきますようお願いいたします。